

第7期介護保険料(平成30年～平成32年)

保険料基準月額 5,396円

(平成27～29年度保険料基準額 5,088円)

区分		乗率	保険料月額 (基準月額× 乗率)	保険料 年額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の人	0.43	2,320	27,840
	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得+課税年金収入が80万円以下の人			
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得+課税年金収入が120万円以下の人	0.70	3,777	45,324
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、上記以外の人	0.73	3,939	47,268
第4段階	本人は住民税非課税で(世帯内には住民税課税者がいる)で、本人の合計所得+課税年金収入が80万円以下の人	0.88	4,748	56,976
第5段階	本人は住民税非課税(世帯内には住民税課税者がいる)で、上記以外の人	1.00	5,396	64,752
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得が125万円未満の人	1.14	6,151	73,812
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得が125万円以上200万円未満の人	1.25	6,745	80,940
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上350万円未満の人	1.45	7,824	93,888
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が350万円以上450万円未満の人	1.50	8,094	97,128
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が450万円以上750万円未満の人	1.85	9,983	119,796
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の人	2.00	10,792	129,504
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の人	2.15	11,601	139,212

☆合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

平成30年4月からは、公的年金等に係る雑所得を控除(第1段階から第5段階のみ)した金額を用います。

☆老齢福祉年金

明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。